保健・福祉・子育てサービス『話して安心、困りごと相談』 窓口のご案内

まどぐちかいせつじかん 窓口開設時間

たぜん じんご で で で で かん らん 午前9時~午後5時15分

★法律・保健・福祉の各専門家(苦情調整委員)による面談は、

事前に申込みが必要となります。

そうだんまとぐち うけつけたんとうしょくいん かんだん び など ★相談窓口には受付担当職員がいますので、面談日等については

職員にお問い合わせください。

とよなか しゃくしょだい に ちょうしゃ かい 豊中市役所第二 庁 舎3階 窓口ご連絡先

(〒561-8501 豊中市中 桜 塚3-1-1)

06-6858-2815

ファックス 06-6854-4344

ない ず図



メール fukushisoudan@city.toyonaka.osaka.jp

わたし

たし そうだん おう **私たちが相談に応じます !**。

しんぐうすすむ いいん新宮進委員

社会福祉士です。高齢者サー ビスに関してお気軽にご相談く ださい。

おのじゅんこいいん

・ 対し りょうしゃがわ 弁護士です。 利用者側の 苦情をお聴きした上で、法的 な観点から解決に取り組み

専門委員との あんだん まいしゅうすいよう
而談は、毎调水曜 の午後1時~4時 が基本です。

すごうちゅうこ いいん 須河内優子委員

保育士です。子どもを育てて いくということは本当に大変 なことです。一人で抱え込ま ず、お気軽にご相談下さい。

のざきしづいい 野崎志津委員

保健師です。健康に関する 問題や疑問があればなんで も相談してください。

はぎはらあきひろい いん 萩原昭広委員

しゃかいふくしし 社会福祉士です。障害者福祉 サービスに関してお気軽にご 相談ください。

ふくし こそだ 福祉・子育てサービスの ほけん

困りごとは

門委員

そうだん ご相談ください!

じ ぎょうしょ サービス事 業 所 しょくいん たいおう 職 員の対応や せつめい なっとく 説明に納得が いかない・・・

サービス利用の契約内容 を守ってくれない・・・

> 相談をしたいが じぎょうしょ あいて 事業所が相手にして くれない…

こんなことありませんか?

そうだん 弱んしん 고룡 隐约 ファックス:06-6854-4344 メール: fukushisoudan@city.toyonaka.osaka.jp

どのような人が対象になりますか?

こ しょうがいしゃ こうれいしゃなど けんこうふくし子ども・障害者・高齢者等、健康福祉サービス

を利用している市民が対象になります。



ほいくしょ しょうがいしゃしせつ ろうじん

●保育所、障害者施設、老人ホームなどの福祉施設 におけるサービス

かいごほけん しょうがいしゃせさく ほうもんかいご
介護保険や障害者施策の訪問介護やデイサービス などの居宅サービス

かくしゅけんしん ほうもんし どう ●各種健診や訪問指導などの保健事業

●ファミリーサポートや配食サービス、介護相談員 はけんじぎょう し じっし 派遣事業など、市が実施する福祉の向上にかかる サービス

(2) どのような相談ができますか?

151<1 ないよう けいやく かん

福祉サービスの内容や契約に関することについてのご意見

くじょうそうだん おう

や苦情相談に応じています。

いか そうだん う つ

たとえば、以下のような相談も受け付けています。

しせつ いっぽうてき と き つた

「施設から一方的な取り決めを伝えられて、困っています」

しょくいん たいおう

「職員 さんの対応がきつく、言いたいことが言えません」

かいぜん しせつ つた かいけつ

「サービス改善を施設に伝えましたが、解決しません」

苦情申立てのできる人は?

つぎ かた くじょうもうした

次の方が苦情申立てをすることができます。

けんこうふくし りよう しみん ほんにん

① 健康福祉サービスを利用している市民(本人)

はいぐうしゃまた しんとうない しんぞく

② その配偶者又は3親等内の親族

ほんにん どうきょ かた こうけんにん

- ③ これらの方のほか、本人と同居している方や後見人
- ④ 市長が特に必要と認める人

健康福祉サービス苦情調 整委員会とは?

健康福祉サービスの利用者が提供されるサービスに不満があるとき、

もうしたてしゃ ていきょうじぎょうしゃなど そうほう じじょう き こうせい 中立者とサービス提供事業者等の双方から事情を聴き、公正・

ちゅうりつ たちば もんだい かいけつ はか とよなかし せっち だいさんしゃ 中立な立場から問題の解決を図る 豊中市が設置した第三者による

せんもんきかん くじょうそうだん う ほうりつか はじ かくぶんや せんもんか 専門機関です。苦情相談を受けて法律家を始めとした各分野の専門家

の委員による助言、調査、調整またはあっせんを行い、問題の解決

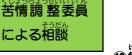
に向けたお手伝いをするところです。

苦情調整の流れ(イメージ)

・あっせん









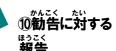




⑥助言・調整・あっせん







サービス







